

弁護士活用セミナー

中小・小規模事業者における

「ハラスメント 発生時の対応方法」

2022年4月、法改正により事業規模にかかわらず職場におけるパワーハラスメント対策（防止措置）が事業主の義務となりました。本セミナーでは、「パワハラ防止法」の義務化を踏まえ、従業員からハラスメントの被害申告があった場合の対応やハラスメントに該当するかの判断、事後対応の注意点など、企業が対応すべきポイントについてお伝えいたします。

開催日

令和6年

11/12 火

時間

14:00~16:00

会場

倉敷商工会館 7階 第4・5会議室
(倉敷市白楽町249番地5)

定員

30名(定員に達し次第締め切り)

受講料

無料(会員・非会員問わず)

対象

中小・小規模事業者

内容

1. ハラスメント調査の方法とポイント
2. 事実認定と判断のポイント
3. 事後対応のポイント
4. 困難事案への対応のポイント など

講師

岡山弁護士会 弁護士

いなだ たくま

稲田 拓真 氏

■略歴

- 2019年 弁護士登録(第一東京弁護士会)
東京で使用者側の労働問題を中心に扱う
- 2024年 岡山弁護士会
引き続き、ハラスメント報告書の作成等
労働問題に取り組む

■注力分野 労働事件



申込方法

下記二次元コードまたは当所ホームページよりお申し込みください。

倉敷商工会議所



主催



倉敷商工会議所 中小企業相談所(担当:船橋・荒木)
倉敷市白楽町249番地5 TEL(086)476-1005

共催

岡山弁護士会